

議事（3）その他

②食品表示等の適正化について

食品表示等の適正化について

1 問題の背景

- ◎事業者のコンプライアンス意識の欠如
- ◎景品表示法の趣旨・内容の不徹底

2 国の動向等

- ◎個別事案に対する厳正な措置（阪急阪神ホテルズなど3社に措置命令）
- ◎外食関連などの業界に対し、表示の状況の把握と適正化に向けた取組を要請するとともに、必要な指導を実施
- ◎ガイドラインの作成とその周知・遵守の徹底
（案を12/19に示し、パブコメを1/27まで実施→策定）
- ◎景品表示法の改正等（次期通常国会に提出すべく検討）
 - ・事業者の表示管理体制の強化
 - ・行政の監視指導体制の強化→①国における体制強化
→②都道府県知事の権限強化（措置命令の導入）
 - ・違反事案に対する課徴金等の新たな措置の検討

具体的な取組

- ・25.11.6 消費者庁がホテルのメニュー表示に係る関係団体へ要請
- ・25.11.8 消費者庁が百貨店における料理等の表示に係る関係団体へ要請
- 〃 消費者庁が旅館・ホテルのメニュー表示に係る関係団体へ要請
- 〃 内閣府特命担当大臣が旅館・ホテル関係団体及び日本百貨店協会に対し、再発防止策を要求
- ・25.11.11 食品表示等問題関係府省庁等会議（第1回）開催
- ・25.12.9 食品表示等問題関係府省庁等会議（第2回）開催
- ・25.12.19 阪急阪神ホテルズなど3社に措置命令

3 食品表示等の適正化に向けた県としての取組

- ◎いずれの事業者も原因の一つとして、景品表示法等の認識不足を掲げていることから、法に関する周知、啓発等に一層努力

具体的な取組

- ・25.10.29 事業者向けのコンプライアンス講習会の開催（景品表示法を中心に消費者庁職員が講師）
- ・25.11.11 県内のホテル、レストラン等が加盟する関係9団体に県民環境部長名で法令遵守等の依頼
- ・25.11.12 県ホームページにおいて、各事業者に対する法令遵守等の周知（※次ページ参照）
- ・25.11.12 庁内関係課（景品表示法、JAS法、食品衛生法、健康増進法、計量法）で情報共有し、機会をとらえ、事業者等への景品表示法の周知、啓発を申し合わせ
- ・以後、機会をとらえ、周知、啓発を実施

今後とも、○事業者の表示の適正化に向けた取組を支援○事業者指導の一層の強化○消費者に対する食品表示・安全に関する正しい知識の普及啓発



ホーム	暮らし・防災・環境	健康・医療・福祉	教育・文化・スポーツ	仕事・産業・観光	社会福祉	県政情報
-----	-----------	----------	------------	----------	------	------

ホーム > 暮らし・防災・環境 > 消費生活・県民生活 > 暮らしの安全 > 飲食店等のメニュー等における適正な表示の徹底について

更新日:

飲食店等のメニュー等における適正な表示の徹底について



～各ホテル、旅館、飲食店及び百貨店、小売店等事業者の皆様へ～



県内外のホテル事業者等が運営する飲食店等でメニュー等の不適正な表示の公表が後を絶たない中、企業倫理の確立やコンプライアンス経営が、事業者に強く求められています。

飲食店等におけるメニュー表示等で消費者に優良であると誤解を与えるような場合は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第4条第1項第1号(以下、「景品表示法」という。)に規定する「優良誤認」に該当するおそれがあります。

つきましては、消費者に誤認を与える表示でないかどうか再度、御確認をされますとともに、法令遵守に努められますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ

県民環境部県民生活課 消費者行政グループ
〒790-8570 松山市一番町4-4-2
電話番号:089-912-2336
ファックス番号:089-912-2299

[お問い合わせフォーム](#)

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか?

1:役に立った 2:ふつう 3:役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか?

1:見つけやすかった 2:ふつう 3:見つけにくかった

[送信する](#)

↑
ページの
先頭へ

